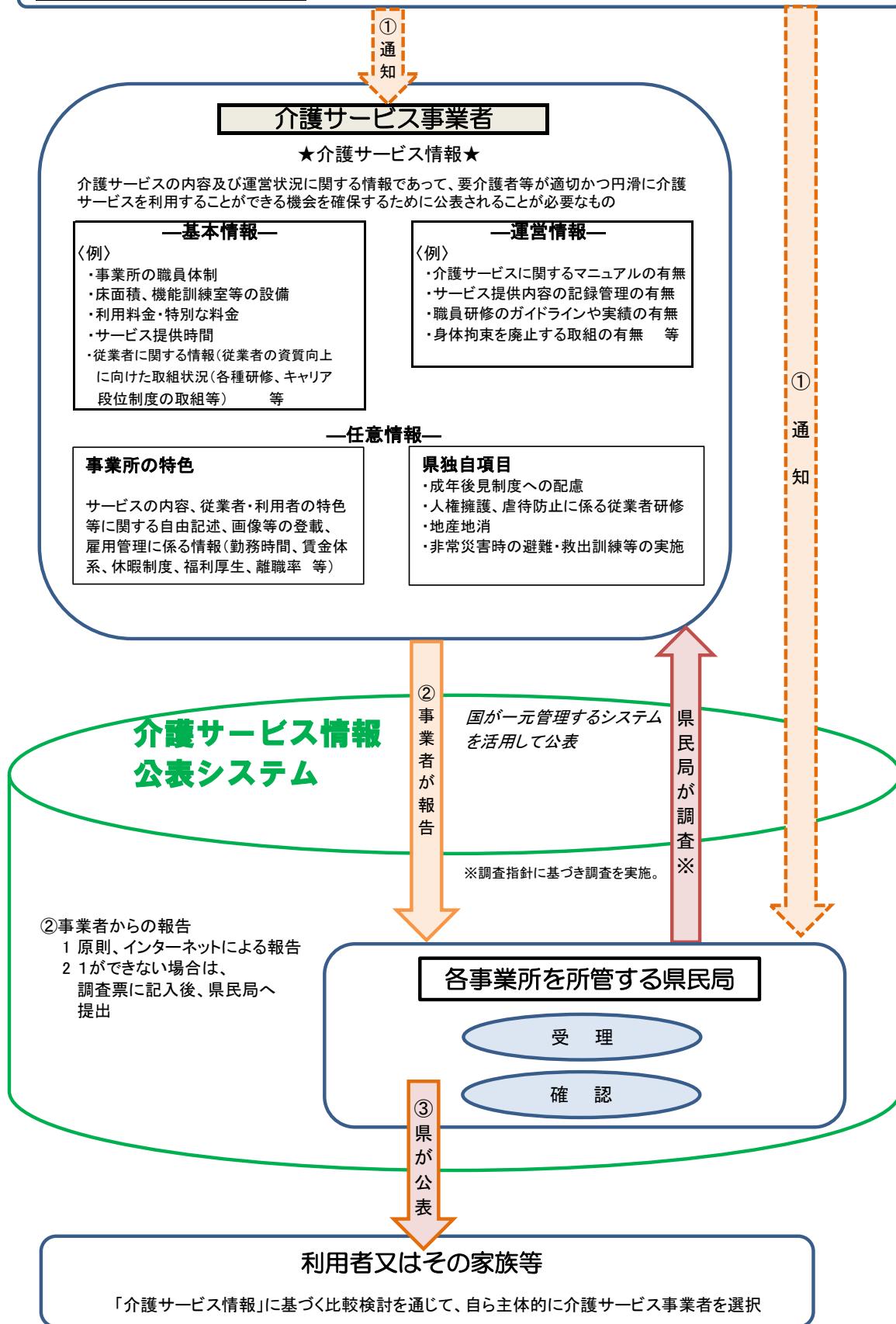


## 岡山県「介護サービス情報の公表」制度の仕組み

介護サービスを利用しようとする者等が介護サービス事業者を主体的に選択できるように、その判断に資するための「介護サービス情報」を、比較検討が可能な形でインターネットを通じて提供する仕組み

**保健福祉課指導監査室** 令和4年度公表計画の策定 & 調査指針の策定



※平成30年度から、岡山市に所在する事業所の公表に関する事務は岡山市が行うこととなっています。